

京都市図書館電子書籍の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市図書館の組織及び運営に関する規則及び京都市図書館利用規程に定めるもののほか、京都市図書館における電子書籍の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の停止等)

第2条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 不正な手続により電子書籍を利用し、又は利用しようとしたとき。
- (2) 電子書籍の利用に係る設備又はデータを損傷し、又は損傷しようとしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと教育委員会が認めるとき。

(延長)

第3条 電子書籍の他の利用者による利用の予約がないときは、1回に限り電子書籍の利用を延長することができる。この場合において、延長後の利用期限は、当該延長を行った日の翌日から2週間とする。

(返納)

第4条 電子書籍の貸出期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

(予約)

第5条 電子書籍を予約できる数量は、1人につき2点以内とする。

(予約の取消し)

第6条 予約された電子書籍を利用することができる日の翌日から7日を経過しても電子書籍の利用がないときは、当該予約は取り消されたものとする。

(電子書籍の利用に係る負担)

第7条 電子書籍の利用は無料とする。ただし、電子書籍の利用に係る機器、通信等については、すべて利用者の負担とする。

(利用の休止)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用の全部又は一部を休止することがある。

- (1) 電気通信事業者による設備の保守、点検、復旧その他電子書籍の利用のために必要な措置を行うとき。
- (2) 天変地異等不可抗力の要因により電子書籍を利用させることができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子書籍の利用を停止することがやむを得ない事情があるとき。

(著作権法に関する禁止行為)

第9条 何人も電子書籍サービスで提供される電子書籍を複製してはならない。

(賠償責任)

第10条 利用者が電子書籍サービスの利用により生じた損害に対して、京都市図書館はいかなる責めも追わないものとする。ただし、京都市に故意又は過失があるときは、この限りでない。

2 利用者が電子書籍の利用に関して第三者に損害を与えた場合、当該利用者がその賠償の責めを負わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習部施設運営課長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。